○防衛省告示第二百六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十四年九月十四日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五五秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4) 北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5) 北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6) 北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒	平成二十四年十月十日から同年十一月十三日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	小山市大字羽川字二ノ窪八三四番二三から同市大字喜沢字海道間六四九番四地先まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十五日

○関東地方整備局告示第三百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷一三三九番三から同市高谷一三五八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十四日

○関東地方整備局告示第三百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百九十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目二七九番一から同市田尻二丁目一三四番一まで	前	一六六・九四～三二〇・七六メートル	〇〇・三三九キロメートル
	後	一七〇・七四～三三二・二三メートル	〇〇・三三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目二六七番地先から同市田尻二丁目一三四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十四日

○北陸地方整備局告示第八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年九月十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号
北陸地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人　富山県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	四宮　哲、落原　泰治、中村　志帆、松井　裕子

(2)　変更年月日
平成二十四年八月二十四日

○中部地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大垣市福田町字井ノ町八九五番一から同市荒尾町字田畑五六七番一まで	前	三一・二六～四九・四四メートル	〇〇・五〇三キロメートル
	後	三五・九〇～五五・三九メートル	〇〇・五〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所